

# 認可外保育施設の保育料無償化について

- 認可外保育施設等を利用する3歳児～5歳児クラスの子供たちは月額3.7万円まで、0歳児～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となっています。

- ※ 認可外保育施設等は、区市町村の「確認」が必要になります。
- ※ 利用者が区市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- ※ 企業主導型保育事業については、標準的な利用料（利用者負担相当額）が無償化されています。

- 保育料無償化の対象となる認可外保育施設は、国が定める基準を満たすことが必要です。

- ※ 現在基準を満たしていない施設が基準を満たすため、5年間の経過措置期間が設けられています。
- ※ 経過措置期間中、対象施設の範囲が区市町村によって異なる場合があります。

- 令和6年10月以降、基準を満たさない施設は保育料無償化の対象ではなくなります。

## 【問合せ先】

東京都福祉保健局 少子社会対策部 保育支援課 地域保育担当  
TEL：03-5320-7775